

平成19年度第1回東京都税制調査会  
議事録

日 時 平成19年5月16日(水)  
場 所 都庁第1本庁舎 南側33階特別会議室S6

## 平成19年度第1回東京都税制調査会

平成19年5月16日（水）10:04～11:06

都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

開会 午前10時4分

【税制調査課長】 開会の前にお手元に配付させていただいた資料のご確認をお願いいたします。

平成19年度第1回東京都税制調査会次第、平成19年度第1回東京都税制調査会資料、平成19年度第1回東京都税制調査会参考資料、緊急提言関係資料、こちらが一つの束となっております。次に、座席表、東京都税制調査会委員名簿、これらが一つの束となっております。

資料は以上ですが、お手元にそろっておりますでしょうか。

よろしければ会議を始めさせていただきます。神野会長、よろしくお願いいたします。

【神野会長】 それでは、平成19年度の第1回目の東京都税制調査会を開催したいと思います。

本日はご多用の折、朝早くから万障繰り合わせてご臨席いただきまして、本当にありがとうございます。今年度最初の税制調査会でございますので、僭越ながら私の方から一言ごあいさつを申し述べたいと思います。

この税制調査会は、昨年度11月27日に委員の皆様方のご協力をいただきまして、中間報告を取りまとめることができました。ここに改めて御礼を申し上げます。今年度、今日を皮切りにこの税制調査会は意を新たにして皆様のご協力を得ながら進めてまいりたいというふうに思っておりますが、ご案内のとおり、現在地方税あるいは地方財政をめぐる大きな改革が同時並行的に進められております。それと同時に、日本の社会が大きな曲がり角に来ているということ、こうした事実が物語っているのではないかと思います。

クライシス、危機というのは分かれ道のことです。今日が病の峠だというふうによくお医者さんが病人に言いますが、それがクライシスですね。病の峠で回復するのか、あるいは破局的な状態に陥るのかという分かれ道のことをクライシス、危機というふうに申しております。私たち日本の社会も今危機的な状態にあって、さまざまな問題を解決しなければならないために、特に地方財政がそうした解決に重要な役割を果たすので、その改革が問題になっているというふうに認識をいたしております。そういうときに重要なことは、アクセルを吹かすということよりも、まず車をとめてでも地図をもう一回見てみると。私たちは、地方財政や地方分権を進めてきたんだけど、一体どういう目的地を目指して進めようとしたのか。それから、私たちは一体この地図上でどこにいるのか。ハンドルを右に切った方がいいのか、左に切った方がいいのかということを含めて、車をとめてでも冷静に見直して考えておくということをしなくて、やみくもにアクセルを吹かせるということは、転換期にやるべきことではないのではないかと思います。

私どもこの税制調査会が、税源移譲を初めとして地方分権を進める。そのことが都民の生活を向上させるためでもあり、国民全体の生活を向上させることにもなるんだという信念に基づいて提言してきたわけですけども、今日のような、まさに運命の分かれ道のような時期に、委員の皆様方のご協力を得て、今年度も新しいさまざまな問題が生じてくるのに対応しながら、大きなビジョンは見忘れないようにしていきたいと思っております。

前回もお話ししたかもしれませんが、社会心理学の方で予言の自己成就という言葉があります。予言は、自分で成就していくという言葉ですね。未来はこうなるのだというビジョンを描いて、それを確信してい

けばそうなる確率は高まる。悲観的な未来を描いて行動すれば、それはそうなる確率が高まるし、非常に楽観的な未来を描いて活動すれば、そうなる確率が高まるという言葉ですが、そういう予言の自己成就を信じて未来を取り戻せるような、失わないような予言を確立できればというふうに考えておりますので、委員の皆様方のお知恵を拝借して、運営をやっていききたいというふうに思っております。

今日の議事に入りたいと思いますが、昨年度11月に開催された総会以降、この調査会の委員に異動がございました。そこで、事務局の方からご報告いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**【税制調査担当参事】** 税制調査担当参事の目黒と申します。私の方から、昨年度第2回総会以降に当調査会の委員に就任されました皆様をご紹介申し上げたいと思っております。

東京都副知事の菅原秀夫委員でございます。

なお、本日は所用によりご欠席になられておりますが、前大田区長の西野委員の後に、江戸川区長で特別区長会会長の多田正見委員。前東村山市長の細渕委員の後に、東大和市長で東京都市長会会長の尾又正則委員。そして、東京都副知事の谷川健次委員。同じく、東京都副知事の山口一久委員が新たに委員として就任をされておりますので、ご紹介をさせていただきます。

また、都におきましては、本年3月31日付で出納長が廃止されたことに伴い、幸田委員が当調査会の委員を退任されておりますことを申し添えさせていただきます。

委員の異動の報告は、以上でございます。

**【神野会長】** どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方からごあいさついただければと思います。よろしくお願いいたします。

**【総務部長】** 主税局総務部長の三橋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成19年度東京都税制調査会第1回の総会の開催に当たりまして、事務局を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は神野会長、内田副会長を初め、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中をご出席賜りまして、まことにありがとうございます。本調査会では、地方主権の時代にふさわしい地方税制のあり方、並びに国・地方を通じた税制全体のあり方につきまして、委員の皆様任期でございまして3年間を通じてご議論をいただいているところでございます。昨年度は、主に地方法人課税につきましてご検討をいただきまして、中間報告として取りまとめをいただいております。

現在、国等におきまして、国・地方を通じた税財政制度のあり方につきまして、さまざまな議論が行われているところでございます。地方税源を充実し、真の地方自治を確立していく。そのためには、こうした動きに対しまして的確に対応し、地方の立場から粘り強く声を上げていく必要があるというふうに考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、今年度におきましても、引き続き格別のご尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【神野会長】** どうもありがとうございました。

それでは、先ほどご紹介いただきました、新たにこの委員会にお加わりいただきました委員の方々には、積極的にご発言いただいたりしながら、ご協力いただければと存じます。

続きまして、議事に入りたいと思っております。これ以降の議事につきましては、資料5にございますように、運営要領第2の5によりまして非公開にさせていただきたいというふうに考えております。委員の皆様方からご異議がなければ、そのようにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【神野会長】** それでは、そのようにさせていただきます。

これ以降の議事は非公開とさせていただきますので、大変恐縮でございますけれども、関係者以外の方々につきましてはご退席をお願いいたします。

(プレス関係者等退席)

【神野会長】 今日の議事でございますけれども、お手元に議事次第が行っているかと思えます。議事のところを見ていただきますと、まず初めに今年度の検討事項がございますが、これにつきまして事務局の方からご説明いただければと思います。

【税制調査担当参事】 それでは、事務局より今年度の検討事項についてご説明をさせていただきたいと思えますが、すみませんが、着席にて説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の「平成19年度第1回東京都税制調査会資料」とあります冊子をお取りいただきまして、これの2ページになりますけれども、右上の方に「資料2」というふうに振ってありますが、それをご覧いただきたいと思えます。「平成19年度東京都税制調査会検討事項(案)」という資料でございます。

この内容は、本日の総会に先立って開催をされました、小委員会における議論等を踏まえ、事務局で整理をさせていただいたものでございます。「地方の財政需要の増大について」、「基幹税のあり方について」、そして「環境税制について」という三つの柱を中心にご検討いただきたいという案になってございます。

まず、1の「地方の財政需要の増大について」でございます。少子高齢化の進展等により、地方が果たすべき役割が今後ますます増大していくことは確実だと思えますが、地方が自主的・自立的にそうした役割を担っていくためには、地方税財政制度全般にわたる見直し、とりわけ地方税源の充実・強化を図ることが必要不可欠となってまいります。このような認識は、従来の都税調のスタンス、主張と同様でございますが、地方以上に国の財政状況が厳しいといった声もある中で、今後、国税から地方税へのさらなる税源移譲などを主張していくためには、地方には莫大な財政需要が存在するというを、よほど説得力を持った形で訴えていく必要がございます。

あわせて、膨大な昼間流入人口の受け入れや、渋滞など過密に伴う弊害を除去しなければならないといった大都市特有の財政需要、さらには首都としての財政需要などについても検証をしていただきたいと考えております。

次に、2の「基幹税のあり方について」でございます。まず、基本的な考え方として二つの視点をご提案申し上げます。一つは、地方税源の充実強化に当たっては、課税ベースのしっかりした基幹税中心に行われるべきだという考え方でございます。法定外税のような形で新たな課税ベースを模索するという方向性も考えられないわけではありませんが、莫大な地方の財政需要を賄っていくべき税源としては、やはり消費課税、法人所得課税、個人所得課税、資産課税といった基幹税が中心に据えられるべきだということでございます。

もう一つは、生産、分配、消費という各局面のバランスのとれた基幹税体系が構築されるべきだという考え方でございます。多くの住民は、生産活動に従事するため、あるいは消費行為を行うためといったさまざまな目的から、自分の住む自治体だけにとどまらず、幾つかの自治体を行き来しながら生活を営んでいます。当然のことながら、それぞれの自治体で財政需要が発生しているはずですから、それに見合った税収を確保するためには、生産、分配、消費といった所得循環の全局面を網羅した税体系を構築することが望ましいということになるかと思えます。

こうした基本的考え方に基づいて、それぞれの基幹税のあり方についてご検討いただきたいということでございますが、まず(2)の消費課税のあり方についてでございますけれども、地方消費税は地域的な

偏在性が少なく、景気変動の影響を余り受けない安定的な税であると言われております。したがって、対人社会サービスなど安定した財源を必要とする地方にとりましては、非常にふさわしい税であると考えられますので、こうした観点からの理論的な整理をお願いするとともに、これまでの都税調答申でも言及していただきましたように、消費税から地方消費税への税源移譲を行うべきであるということを主張していただきたいと思います。

また、地方消費税は、消費譲与税の時代とは異なりまして、れっきとした地方税には違いありませんが、実際の課税・徴収事務を国に委ねているという一面がございます。税源移譲などにより消費税に対する地方消費税の割合が高まった場合には、こうしたことがますます顕在化いたしますので、現在のように国に委ねる方法がよいのか、独自課税を目指すべきなのかなど、課税・徴収の仕組みについてもご検討いただきたいと思います。

次に、(3)の法人所得課税についてでございますが、法人所得課税のあり方につきましては、昨年度の都税調の中心的テーマでもございましたが、地域間の税収格差といった観点から再びクローズアップされる様相も呈してきておりますので、今年度の都税調におきましても引き続きご検討をいただきたいと思います。

今年度は特に、法人事業税の外形標準化が偏在性の緩和や安定化に寄与することについて実証的な分析をお願いするとともに、税負担と行政サービスから受ける利益との応益関係を無視して、法人所得課税の国税化や地域間の再分配を図ろうとするような動きに対しましては、理論的かつ強力な反論をお願いしたいと考えております。

次に、(4)の個人所得課税についてでございますが、三位一体の改革により、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲は実現しておりますが、今後のあり方などにつきましても、さらにご検討いただきたいと思います。

次に、3の「環境税制について」でございます。いわゆる地球温暖化対策としての環境税の導入につきましては、平成13年度の都税調においてご検討いただき、一定の主張はなされているところではございますが、国においてなかなか進展が見られない現状を踏まえ、地方が地球温暖化対策において果たしている役割や、地方税として環境税を導入することの意義、及びその実現可能性などについてご検討いただきたいと思います。

また、水や緑に対する関心が高まる中で、いわゆる森林環境税と呼ばれる住民税均等割の超過課税が既に24を上る県で導入をされております。水源の大半を他県に依存しているなど、東京の特殊性等を踏まえる必要もございますが、税制を活用した地域環境の保全、保護のあり方についてもご検討をいただきたいと思います。

今年度の検討事項(案)に関する説明は以上になりますが、関連の資料を何点か用意してございますので、簡単にご紹介申し上げたいと思います。

恐れ入りますが、「平成19年度第1回東京都税制調査会参考資料」とあります別綴じの資料をご覧くださいと思います。

まず、表紙と次の目次をおめくりいただきまして、1ページの資料をご覧くださいと思います。これは、国と地方の税源配分と歳出との乖離を、平成17年度の決算数字でお示したものでございます。国税と地方税の税源配分が3対2であるのに対し、歳出規模は逆に2対3であるということで、国税から地方税への税源移譲を進めるべきとの論拠の一つになっているものでございます。

次の2ページをご覧ください。上のグラフが国と地方の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの推移を示したものでございます。国も地方もここ数年は改善傾向にあります。地方が黒字であるの

に対し、国は、赤字幅は縮まっているものの、いまだ赤字であるという実態をあらわしたものでございます。下の方のグラフは、国と地方の長期債務残高の推移になります。地方の方は、約200兆円の水準で高止まった観がありますけれども、国の方は600兆円を超える勢いで増え続けております。こうした状況を踏まえまして、主に財務省サイドからは、国の財政状況は地方と比べると非常に厳しく、国税から地方税への税源移譲を行うような余裕は全くないというようなことが示唆されているところでございます。

次の3ページをご覧ください。平成18年12月推計に基づく将来推計部分も含めまして、我が国の人口の推移をお示ししたものでございます。我が国全体としては、人口のピークは既に過ぎておりまして、2055年には9,000万人を割り込む予測となっております。同時に、高齢者人口割合の増大、生産年齢人口の減少といった人口動態変化が進むことによりまして、さまざまな財政需要の発生が見込まれるところでございます。

次の4ページでございますが、過去3回の全国消費実態調査に基づきまして、全国とそれから東京都のジニ係数を試算し、その推移をお示ししたものでございます。このジニ係数は、その値が高いほど所得の不平等度が大きいということになるわけですが、3調査年とも東京のジニ係数は全国平均よりも相当に高い水準で推移をしております。また、東京都も全国も平成11年から平成16年にかけて、ジニ係数が大きく上昇していることなどが大きな特徴と言えるかと思いません。

格差が拡大している背景には幾つかの原因があると思われませんが、その一つとして考えられるのが、次の5ページにお示しをいたしました、いわゆる非正規雇用の増大でございます。各年齢層とも、新しい調査が行われるたびに非正規雇用比率が高まっておりますが、特に20歳から24歳の若年層の上昇が際立っていることがわかります。東京も同様の傾向にありまして、若年層の非正規雇用比率の高さは全国よりももっと顕著と言えます。若年層を中心とした職業訓練、就業支援などの財政需要が相当程度あることを物語っているものと思われます。

次の6ページをご覧ください。東京などの大都市には、膨大な昼間流入人口や交通集中などの影響により、さまざまな財政需要が発生しておりますが、ここでは全国と比較した東京の混雑時旅行速度、二酸化窒素濃度の環境基準達成率、用地取得価格をその一例としてお示ししています。

次の7ページでございますが、個人所得課税、法人所得課税、資産課税、消費課税といった四つの課税ベース区分に基づいた税収の構成割合を他の先進諸国との比較でお示ししたものでございます。上の地方税収の構成の方をご覧くださいますと、イギリスは100%が資産課税に、そしてスウェーデンは100%が個人所得課税に特化していることが非常に大きな特徴であるかと思えます。

次の8ページでございますが、各都道府県の人口一人当たりの税収を指数化したものを税目別にお示ししたものでございます。一番左側の地方税収全体で見ますと、最大の東京都は最小の沖縄県の3.2倍、真ん中の法人二税では、最大の東京都は最小の長崎県の6.5倍、右から2番目の清算後の地方消費税では、最大の東京都は最小の沖縄県の2.0倍というような状況になっているところでございます。

次の9ページでございますが、左側に人口一人当たりの地方税収額を指数化したものをとりまして、また右側には人口一人当たり地方税収額だけではありまして、地方交付税や国庫支出金といった国から地方への移転支出も加えた、人口一人当たりの実質的配分額を指数化したものを各都道府県別にお示ししております。地方税収額の方だけで見ますと、最大の東京都は最小の沖縄県の3.1倍ということになりますが、実質的配分額では、最大の島根県は最小の埼玉県の2.3倍にとどまっております。また、地方税収額では全国第1位でありました東京都は、実質的配分額におきましては、47都道府県中22番目に過ぎないことがわかります。

次の10ページをご覧ください。これは、京都議定書の基準年であります1990年から2004年にかけての各部門別の二酸化炭素排出量の推移を、東京都と全国に分けてお示ししたものでございます。これによりますと、東京では産業部門の排出量が大きく減少している一方で、業務部門を初め、運輸部門や家庭部門でも排出量が増加しているために、全体ではむしろ15%ほど排出量が増えてしまっていることがわかります。全国の方もほぼ同様の傾向でありまして、産業部門の改善は見られるものの、業務部門などの増加が目立っております。

最後の11ページでございますが、いわゆる森林環境税の導入状況の一覧をお示ししてありまして、網かけをした24団体が導入済みであることをあらわしています。

雑駁でございますが、事務局からの説明は以上でございます。

**【神野会長】** どうもありがとうございました。

地方の財政需要の増大について、基幹税のあり方について、環境税についてと三つを柱にしながら、議論を進めていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。状況について資料のご説明をいただいたのですが、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

**【曾根委員】** 特別委員の曾根です。

少しちょっと全体的な議論が、もしほかの方からあればとは思いますが、今日の事務局からの提案の中で特に強調されておりました消費課税についての、国からの消費税からの税源移譲を強く主張してほしいという、ここが一番強く言われたように受けとめましたので、私はその点についてちょっと絞った、これからの議論を進める上での意見を述べたいと思うのですが、議論を進める上で二つの点ですね。特に先ほど会長おっしゃったように、税財政をめぐっては激しい動きになっておりますので、絶えず原点に立ち戻った議論が必要であろうと。

原点というのは、私の認識では、先ほどの参考資料にもあったように、地方自治体が仕事は6割やっているんだが、財源は4割しか自主財源がないと。そのギャップをどう埋めていくのかということが出発点だろうというふうに思います。その点で、これは税制、地方財政の充実という点では税制だけではなく、国からの財源のさまざまな保障という形での交付金や補助金というのが現在もあるわけです。その中身として、例えば義務教育のように、国が一律に責任を持つべき財源まで、税源移譲と引きかえに削減をするというようなことは許されないということで、私たちは義務教育だけではなく、社会保障、医療、介護分野でも当然のことが言えるだろうという点では、税源を国によこせというだけではなく、これまでの中で削減されたものの中にも、本来ならば国がちゃんと財源を地方に全国的な統一な水準を維持するために保障すべきものがあると。この点の議論に対する配慮は、当然必要であるということが一つあります。

それから、税金の問題について検討する上で、消費税の地方消費税への移行、さらには課税自主権も含めた移行ということまで議論することについては、前々から私たちは反対をしています。それは、これまでも繰り返し言っていたので省略しますが、逆累進性ですね。やはり住民に対する課税の負担としては、一番大衆課税として最悪の税のかけ方ではないかと。特に日本の場合、食料品まで全部かかっていますので。そういう点で私たちの希望は、やはり東京都の自治体としての財源確保という前に、やはり都民の利益を第一と考えるという立場が税制を考える上でも必要だろうという観点からの反対が一つあります。

それからもう一つは、消費税が安定的な税収であるというふうに言われているのは、今日、国民的にとの世帯も大体平均収入が落ちていて、所得も毎年連続して下がっているときに、消費税が、安定的な税収があるということは、逆に言えば、食生活も含めた日常生活の中で、もう削りようがないところに課税されていると。本来ならば、もう税金を負担させるべきではない低所得、もしくは所得がない世帯にまで課税がされているという実態を反映しているとも言えるわけで、そういう点では納税者を苦しめているので

すね。しかも、低い方の世帯の納税者を苦しめている。こういう税制を地方財政の中心に据えていくなり、また増やしていくということについては賛成できないということがあるわけです。

ちょっと卑近な例で申し訳ないのですが、私、事務所を商店街、小さな商店街ですけど、その一角に一昨年移しまして、商店街でいろいろな行事に参加させていただくようになったのですよ。そこは小さい商店街で、ほとんどのお店がはっきりとは言いませんが、赤字でやっていると思います。中小企業の7割が赤字ですから。そういうときに、1,000万円まで（事業者）免税点が引き下げられた消費税を負担しているのはほとんど赤字ですから、丸々負担と、生活費に食い込んで負担しているのですね。そういう方々がおっしゃるのは、もうお酒飲んで本音が出れば、次少しでも消費税が上がったら、もう店たたまるを得ないと。慈善事業でやっているのじゃないんだと、お店は。ただ、地域の中で商店街が果たす役割がありますから、店閉めないで頑張ってきたんだけど、その生活費まで食い込むような消費税課税というのは、もう耐えられないという話がもう続々と出るわけです。

そういう実態を踏まえて、本当に東京都の、もしくは都内の自治体の課税の中心に消費税を据えていいのかと。ましてや、課税自主権まで国からもらって、消費税率をこれから上げましょうみたいな話を東京都が仮にやったとしても、では地方自治体、ほかの道府県の自治体が、そこに住んでいる住民にかけられるのかと、今より高い消費税を。というのは、全く実態を見ていない議論だろうというふうに私は思いますので、この点については特にちょっと絞った発言になりましたけれども、議論をする上での都民の利益にかなった議論を、ぜひしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

以上です。

【神野会長】 今のご意見は、今後検討していく中での話で、項目として事務局の方から提示していることについての反対ではないというふうに理解してよろしいですね。

【曾根委員】 いいです。

【神野会長】 ですね。これについては特にご反対、中身については、これから皆様方と一緒に考えていく問題をご提起していただいているというふうに了解させていただきます。

あと、いかがでございますか。

【東村委員】 今回、一つは地方の財政需要の増大という項目を入れていただいたのは、大変に大事な点だと私は思っています。この地方の税財政を論ずるときは、必ず受益と負担という相互の関係をきちっとやっぱり論じていかないと、一方的な、例えば税収の問題だけを論ずると、やっぱりこれは当然片手落ちに私はなると思っています。そういう意味で、今回この財政需要の増大ということの一つの項目として入れていただいた、これは非常に大事なことだと思っています。

ここには、今後抜本的な地方交付税、国庫補助金の見直しもやっていくという話があるのですけれども、現行だけで考えれば、私は先ほど資料の説明の中にもありましたように、地方交付税を入れれば自治体間の財政調整というのは、もう既に行われていると思っています。その辺、今後の地方交付税をなくすという議論になってくれば、この財政調整という問題は生じてくるだろうと思っていますけれども、現行では明らかに先ほども説明がありましたように、島根県なんかは東京都の1.5倍の財源を確保しているわけですから、そういう中で現行の中でもし論ずるのであれば、私は既に税収部分だけ、財源部分だけ論じれば、もう財政調整は行われているだろうと。

ただ、おっしゃるように、ここの抜本的な今後の見直しという部分で考えなきゃいけないと思うんですけども、ただその上でも、総額で論ずるのではなくて、やっぱりここの資料にもありましたように、人口一人当たりの受益と負担というのが、やっぱり最も大事になるのではないかと私は思っています。この項目には余り書かれてなかったんですけど、私は特に警察行政なんかいつも思うんですけども、海外

の要人警護や国内の要人警護を含めて、ほとんど東京の警視庁が負担しているわけでありまして、犯罪の認知件数だけでも、全国の平均が4万8,283件であるのに対して、東京は25万3,912件という、犯罪の認知件数だけでも圧倒的に多いわけでありまして、治安という側面や、またいわゆる用地取得価格とか旅行速度とか、二酸化窒素濃度の問題はここで論じられていますけれども、資料としてありますけれども、もっと言えば一番今近々の課題である少子化の問題、この問題なんかも全国は1.25、今は1.3まで合計特殊出生率は回復してきましたけれども、東京は依然として1いかないというレベルでありますから、まだまだやっぱりこういうところにも、やはり東京は財政需要としていかなきゃいけないという問題があります。

ぜひともやはり一方的なこの税収の議論だけではなくて、当然ここに入ってきたということはそういうことも加味されているのだと思いますので、受益と負担という関係から、財政需要、特に人口一人当たりの財政需要、それからここにも書いていただいて、大変私はありがたいと思いましたが、大都市特有の問題、また今言った警視庁の問題なんか、首都特有の問題があるわけでありますから、こういうこともしっかり具体的に議論していただいて、ぜひとも本来どうあるべきなのかということ、やっぱり小委員会で論じていただければと思います。

**【神野会長】** どうもありがとうございました。それでは、お二方の委員のご意見をいただきましたけれども、内容については小委員会、ないしは今後のこの本調査会の方で検討を重ねていくということにいたしまして、今年度の検討事項については、地方の財政需要の増大、基幹税のあり方、環境税制と、この三つのテーマを柱に据えながら進めていきたいと思っておりますので、ご協力方よろしく願いいたします。

それでは、議事の2番目でございますが、地方税源の充実確保に関する緊急提言の取りまとめについてということについて議論していただければと思います。ご案内のとおり、さまざまな国の委員会、あるいは総務大臣を初めとして、地域間の税収格差を問題にする議論が活発に行われております。そのあたりの事情を、少し参考までに事務局の方からご説明していただければと思いますので、よろしく願います。

**【税制部長】** 税制部長の松田でございます。座って説明させていただきます。

ただいま会長からお話がございましたように、東京に税収が集中をしているとして、その是正を図るための議論が近年盛んになっております。また、「ふるさと納税」の議論も出てきております。今後これらが「骨太の方針（2007）」にも明記される可能性がございます。その現状と東京都から見た問題点について、ご説明いたします。

緊急提言関係資料をご覧いただきたいと存じます。

資料の1ページ、地方税収の格差是正論についてという資料でございます。

この資料の左の上に総務省、菅総務大臣の発言を記載してございます。「地方法人二税」が東京に集中していることを問題といたしまして、偏在性の少ない地方消費税を地方の基幹税にするというような格差是正策を「骨太の方針（2007）」に盛り込む意向を示しておるものでございます。

具体的な内容はまだ明確ではございませんが、消費税から地方消費税に税源移譲するとともに、それと同規模の法人二税を国税に移管することが想定されるところでございます。このような税目の入れかえが行われますと、都としては差し引き5,000億円程度の規模の減収になると思っております。これに対しまして財務省の方は、資料の右側でございますけれども、消費税から地方消費税への税源移譲については、国の方の負担になるということで否定的でございます。税源偏在の問題は地方自治体間でやりくりすべきであるというふうにしております。

新聞報道等から判断をいたしますと、一つの方法としては、法人二税を現在の分割基準で分割するのではなく、新たに人口を基準として配分することなどを考えているようでございます。仮にこの案が実施さ

れたといたしますと、東京都では1兆4,000億円程度の減収となる可能性がございます。総務省と財務省の考え方は違っておりますが、資料の後ろの方5ページにございます菅大臣、尾身大臣連名での4月25日付、地域間の財政力差の縮小についてという文章をご覧いただきたいと存じます。

ここでは地域間の税収の差が広がり、財政力の差が拡大する傾向にあるといたしまして、この問題は早急に対応すべき課題だとしております。ここまでは、総務省と財務省との共通の認識ということになります。その上で、この資料の2ページ目、全体としては6ページの最後のところでございますが、実務者会合を設置し、方策を検討・整理するというふうにしております。

1ページの初めの資料に戻っていただきたいと存じます。このような国の動きに対しまして、都としては、税の偏在など4項目で反論をしていきたいというふうに考えております。

まず、税の偏在でございますが、これは企業活動などに地域的な偏りがある以上、やむを得ないことでございます。しかしながら、一般財源ということ言えば、地方交付税で既に調整をされているものでございます。

また、資料の3ページをご覧いただきたいと存じますが、人口一人当たりの税収額の偏在度の推移を見てみますと、長期的には偏在は縮小してきております。今後も平成17年度改正によります法人事業税分割基準の、都にとっては極めて不当な見直しがございましたが、この影響が出てくれば、さらに偏在度は縮小するものというふうに考えられます。

次に1ページに戻りまして、法人二税のあり方ということに関してでございますが、平成18年度の中間報告でも書いていただき、先ほども出ておりますが、地方法人課税は法人が事業活動を行うに当たり、さまざまな行政サービスの提供を受けていることから、応分の負担をすべきであるという考え方に基づくものでございまして、縮小という選択はあり得ないというふうに考えております。また、法人二税の縮減は、企業誘致や産業振興等の地方団体への努力に対するインセンティブを失わせるおそれもあるものでございます。

次に、東京に税収が集中することを問題視するということに対してでございますが、東京には多くの大都市財政需要があるわけでございまして、これに十分考慮していない地方交付税の算定をもって、東京を富裕団体とすることは間違っております。また、東京はその財源をもって道路、港湾、空港などに投資をしているわけでございますが、その効果は東京にとどまらず、全国に及ぶものでございます。

さらに都は、国や他団体に先駆けまして行財政改革に努め、それによって財政再建を達成したものでございます。その一部として、4ページでございますが、徴収率の向上、職員定数の削減などを資料にお示しをしております。

以上のようなことから、今後都としては、1ページの資料の一番下にございますように、偏在度の問題は他税目、地方交付税を含めた地方税財政制度全体の中で検討すべきであること。また、国と地方の事務分担について抜本的な議論を行い、受益と負担の関係を踏まえた税目のあり方を検討すべきであること。こういうことを主張してまいりたいというふうに考えております。

次に資料の2ページ、「ふるさと納税」についてでございます。

これは、菅総務大臣が連休中に外遊先のパリで発表いたしまして、急に検討課題として浮上してきたものでございます。「ふるさと納税」の趣旨は、ここに書いてございますように、地方で生まれ育って都会に出てきた人の過去における福祉や教育のコストは地方が負担をしたものである。また、出身者も税の一部を自分のふるさとの方に納税をして恩返しをしたいという要望が強いと。こういったことから、住民税の一部をふるさとに納税できるようにしようとするものでございます。

総務大臣は平成20年度の実施を目指し、6月に研究会を設置して検討をするというふうにしておりま

す。この案につきましては、安倍総理大臣も検討に前向きのようにございますし、政府与党も「骨太の方針（2007）」に明記する方向というふうに報道をされております。

財務省は当初前向きの発言をしておりましたが、最近この方式として寄附金控除を拡大していくというような方法も議論をされるようになったことから、国税の減収につながることに警戒心を示している面もございます。いずれにしましても、この「ふるさと納税」が提唱された背景、あるいは賛成論を見てみますと、都市、特に東京の税収を地方に配分する仕組みをつくり、税収格差を是正しようとするのが本当のねらいというふうに言わざるを得ないと思います。

「ふるさと納税」は、まだ具体的な仕組みが明確ではございませんが、いろいろな問題点があるというふうに考えております。

問題点の1点目でございますが、まず、自分のふるさとに一部を納税するという事は、税収の使途を個々の納税者が決められるということでございます。議会で予算審議を経て歳出を決定するという議会制民主主義の原則から外れることとなります。

次に、住民税は、現在行政サービスを受けている住所地の自治体に納付するものでございますが、そういった住民税の性格になじまず、受益と負担との関係が不明確となって、税の原則をゆがめることとなります。

また、そもそも「ふるさと」というものを、今日何を以て「ふるさと」とするか、国民一人一人の考え方も千差万別というふうに思われます。どのように「ふるさと」を定義するのかわかりませんが、非常にあいまいであるという問題点がございます。

もう一点、実務的な面でございますが、住民税の賦課徴収を行っている市区町村の事務負担が膨大となる可能性が高いと思われます。しかも、これは地方の総額としては変わらないわけでございますので、都市が事務の負担を負って税収を地方に回すだけというふうなことになるわけでございます。このほかにも、地方交付税の算定上どのように扱うかなど、いろいろな問題点が考えられるということでございます。

このように多くの問題があり、結局は都市の税収を地方に回していくことという、財源調整の議論につながっていくような「ふるさと納税」に対しましては、都として国に対して問題点を指摘し、慎重な検討を求めていく必要があると考えております。

以上、ご説明いたしました税収格差是正の議論、「ふるさと納税」の検討につきましては、これから経済財政諮問会議で具体的な案が出されまして、「骨太の方針（2007）」に明記されることとなりますと、都にとって極めて不利な状況となりますので、都として全力を挙げて反論をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**【神野会長】** どうもありがとうございました。

今のような状況と、骨太方針やそれから地方分権改革推進委員会が基本指針をもうじきまとめるということがございますので、この税調としても適切に対応すべく、緊急議事として取り上げさせていただいたわけですが、ご意見ございましたらお伺いしておきたいと思っております。いかがでございましょうか。

**【曾根委員】** できるだけ簡潔に私どもの意見を述べたいと思うのですが、まず、今出されている「ふるさと納税」については、幾つかの考え方がまだ相当幅広く出ていて、どういう形で定まるかがはっきりしないと。ただ、出ている範囲で言うと、かなり個人の善意に頼って、その人が「ふるさと」と認めるところに何らかの形で財政を持っていくと。その分は、住んでいる居住地の税源が減るという仕組みなのかという印象ですが、かなり個人任せのものになるということは避けられないと思います。

例えば、私は国鉄の家庭に育ったので、全国転々としまして、九州から北海道まで子供時代いろいろ

なところに住みましたので、心の「ふるさと」と生まれの「ふるさと」と学校の「ふるさと」は全く違うという、どこを選ぶか、結局は戸籍がもう移っている方が大多数でしょうから、個人任せになると。コントロールのしにくい税制であるということははっきりしていると思います。それから、もともとやっぱり東京に財政が集中していることの責任の一端は国がやっぱり持っているわけであって、その是正の責任を国民の善意にすがって解決しようという根性は余りよくないというふうに言わざるを得ないと思うんですね。ただ、形としてどういうものになっていくのかというのは見えないのに、明確な反対の議論は今、私は難しいだろうと。

ですから、都としての緊急提言を否定するわけではありませんが、都としてものを言うとすれば、やはり現状として、現実はこのデータで見ても、法人二税を中心に都とそれから他の道府県との間の財政格差があることは現実的にありますので、それをやっぱりお互いの自治体間で、国の介入を許さない形で納得できる解決の道を、水平調整の道を探っていくというようなやはり仕組みづくりだろうと。国の交付税だけで解決できていない現状がある以上、それはやっぱり東京都がリーダーシップをとってやっていくということについての何らかのアピールは、私はしてしかるべきではないかと。それが「ふるさと納税」のような、非常に今の段階で言えばとっぴな形に対するオーソドックスな都としての対応じゃないかというふうに思います。

以上です。

**【野島委員】** それぞれの見解とか、考え方の大枠が出ていますが、要は税収の均霑化みたいな部分で、どうやっていくかというところで落とすところがどこになるかというのは、恐らく総務省も財務省も明確にはできてないだろうというふうに思うのですね。だから、今の段階で必要なことは、やっぱり国と地方を通ずる地方税制の中で、いびつな形で地方間でやりとりできるわけじゃないですね。国が徴収権を持つということであれば、何も住民税に「ふるさと納税」みたいな形に踏み込むことはないはずでありますから、やっぱり今の体系の中でしっかりした反論を、一つはしていく必要があるだろうというふうに思いますね。

その後で、常に法人税収等の議論もありますけれども、やっぱり東京都は東京都として今回の検討事項に示されたように、そういう東京の行政をやっていく中で、東京の立場ということを明確にすべきだというふうに思うのですね。今、曾根委員からあった、それでは水平均衡をどうしていくのだという部分は、これはまた別の部分でありますから、私はぜひ現在の状況の中での東京都のスタンスを明確に理論的な部分、例えば「ふるさと」と言われてもじゃあどうするのと、恣意的に「ふるさと」を選べるわけがないので、だとするならば、強制徴収権で国税として1割を全部プールして地方にばらまくよとなったら、これはまた第2の交付税つくっちゃうわけですから、その辺の矛盾は明確に僕は指摘をしていくべきだろうと。したがって、緊急提言すべしと、こういう立場でございます。

**【神野会長】** どうもありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。

**【内田副会長】** 私は、やはり地方制度とか地方財源、こういう60数年、結局地方自治を実践してきた中で、当初の社会経済情勢とまた違った、独特の地方の、それぞれの特性ある自治の自立というのがあると思うのですね。そういう中で、地方分権推進法が通って地方分権となっている中で、そういう基本的な議論、これはやっぱり少なくとも全国の知事会が、国とそういう立場ではっきり渡り合うという姿勢が大事だと思うのですね。それが今はどちらかという、国の言いなりになっているような知事会の存在ではないかというふうに思っていますから、東京都としては、地方自治のいわゆる代表バッターとして、しっかりとこの47都道府県の中で主張していく必要があると思うのですね。

今、国のやっていることは、東京の税収が多いから、それを法に逆らって違う形で召し上がる方法を

考えていると、こういう姑息な手段なんですね。そうじゃなくて、きちっとした地方分権とか地方自立とか、そういうしっかりした論議をしていただいて、ですから、そういう中で大きな議論の中で、これは見直さなくちゃならないというのは当然のことですから見直していただきたいと、こういうことでございます。だから、一過性の中で、小さい枝葉のことを取り上げてあだこうだって、それに東京都が巻き込まれていく必要はないと思うのですね。ある意味では大型の提言をしていただきたい。こういうふうに思っています。ですから、緊急提言はこのところではしておいていただいた方がいいんじゃないかなと、こう思います。

【神野会長】 ご意見いかがでございましょう。私の印象としては、委員の皆様方から、全国的な立場から正論をご発言いただいているので、ほとんど私と同じご意見をちょうだいしたと思っております。

緊急提言については、少なくとも今、地方分権を進めてきた方向性をゆがめる方向に移らないように、もう一度分権は何のためにやり、それから物事が本当に身近なところで決定できるようにしていくんだという原則論を打って、そのために地方ではこうあるべきであると。

それから、当然財政調整も必要なんで、財政調整もそれは財政調整としてきちっとやりなさいというようなことを打っておく。先ほど来お話がありますが、さまざまなところから提案されているものの内容がはっきりしませんから、それに個々に反論していくと、内容がちよつとすりかえられると、もう根拠を失うというようなことになります。ですから、これまで東京都の税調で積み重ねてきた原則論をもう一度確認するような形で、分権に反するような方向に議論が進んでいくことについての歯どめを打っておくという程度にしておきたいと。個々の提案について反論すると、多分思わしくない結果に陥るとするのは、委員の皆様方から警告されたとおりだと私思いますので。

ただ、基本方針その他が出そろってしまう危険性がございますから、それについては東京都というよりも地方自治体の立場から、その代表として東京都が、今重要なのは国と地方の関係をしっかりとしておくことで、その問題が地域間の対立をあおられることによって見失わないような方向にしてほしいという意見を出しておきたいと思えます。皆様方のご意見もそういうところにあるというふうに理解をさせていただきました。特に個別のターゲットごとに反論していくと抜き差しならない結果に陥ることになるかと思えますので、そこは心したいというふうに思っております。

それでは、緊急提言を出した方がいいだろうということについては、ここの委員会でご了解いただいたということにさせていただいて、案文につきましては今の委員の皆様方のご意見を参考にしながら、これはタイミングもございますので、もう決まっちゃうと後はにっちもさっちもいきませんので、早急に私の責任において案文をつくり、委員の皆様方にもお回しして、タイムプレッシャーのもとで動かざるを得ないと思えますので、お諮らいし、ご了解を賜るということでよろしいでしょうか。

【曽根委員】 できれば総会を開いて確認をしていただきたいと思うんですが、皆さんお忙しいでしょうから、それができないとしても、私どもで独自に緊急提言の案文について意見があるという場合には、それが記録される、表明される場をいただきたいと思えます。

【神野会長】 それは、どこかに残しておいていただければいいですね。  
そのほかに。

(なし)

【神野会長】 よろしければ、そのようにさせていただきます。

今後の日程についてですが、今年度も昨年度と同様に、小委員会を設置し議論を行いたいというふうに思っております。もちろん小委員会の検討状況につきましては、この本調査会の方に報告をさせていただいた上で、11月をめどに中間報告を取りまとめたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【神野会長】 ご了解いただいたということにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の予定を終了させていただきます。本日はお忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございました。これもちまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(付記)

東京都税制調査会は、本調査会終了後、神野会長が作成した案文を調査会委員に諮り、5月30日に「『地方税源の充実確保』を求める緊急提言」として取りまとめた。

[「地方税源の充実確保」を求める緊急提言（緊急提言本文）](#)

[「地方税源の充実確保」を求める緊急提言（骨子）](#)

なお、緊急提言を取りまとめるにあたり、委員から次のような意見が寄せられた。

【曾根委員】 「地域間の税収格差のみが重視され、地方税の本質である応益原則がないがしろにされるなど」を「地域間の財政力の格差を理由に国が個々の税制を一方的に変更させようとするものであり」に、「受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則を無視して」を「国による税収格差の是正は地方交付税等で行われるべきであり」に修正するとともに、「税源移譲を行ってもなお自らの税収のみで十分な行政サービスを提供できない団体に対する財政調整機能を維持することは必要であるが、税には税の、財政調整には財政調整の使命があるのであって、地域間の税収格差の是正はあくまでも地方交付税等で行われるべきものである」及び「まずは消費税に対する地方消費税の割合を高めるなど」を削除すべきである。